

# 耐震改修ポイントの概要

「復興支援・住宅エコポイント制度」においては、住宅の省エネ改修工事（窓／外壁・屋根・天井又は床の断熱改修）に併せて耐震改修工事を行う場合、ポイントが加算されます。（「平成23年度第3次補正予算案」H23.10.21.閣議決定）

## ■ 耐震改修ポイントの発行対象

**期間** ○平成23年11月21日～平成24年10月31日（予定）に着手した工事

### 要件

- (1)～(3)の全てを満たすこと
- (1) 省エネ改修工事に併せて行う工事
  - (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅において行う工事
  - (3) 従前は現行の耐震基準に適合しない住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事
- 【現行の耐震基準】
- ① 建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準
  - ② 耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）」

## ■ 耐震改修ポイントの発行ポイント数

1戸あたり150,000ポイント ※地方公共団体が交付する補助金等との併用が可能

## ■ 耐震改修ポイントの申請の手続き

### 必要書類

省エネ改修工事の申請時に追加で必要となるもの

(1)～(3)の全てが必要

- (1) 耐震改修ポイント発行申請書
- (2) 以下のいずれかの証明書（※一括申請の場合は①のみ可）
  - ① 復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明書（建築士事務所に属する建築士または登録住宅性能評価機関が発行）
  - ② 住宅耐震改修証明書（所得税用）の写し＜租税特別措置法第41条の19の2第2項に基づく証明書＞  
（地方公共団体の長、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行）
  - ③ 住宅耐震改修証明書（固定資産税用）の写し＜地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書＞  
（地方公共団体の長、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行）

- (3) 工事現場写真（工事中に撮影されたもの）

#### 【工事写真の例】

戸建住宅：筋交いの設置、構造用合板の設置、筋交い端部の接合金物の設置、基礎の増し打ち、水平構面の補強、屋根の軽量化 等  
共同住宅：鉄骨ブレースの設置、RC壁の増設、柱への鉄板巻き付け 等

### 申請期限

【戸建住宅】～H25. 1. 31 【共同住宅(階数10以下)】～H25. 10. 31 【共同住宅(階数11以上)】～H26. 10. 31